

「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS」ガス販売に関する重要事項説明

このたびは、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）が取次として販売し、東京瓦斯株式会社（以下「ガス小売事業者」といいます。）がガスを供給する「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS」（以下「ドコモ ガス」といいます。）の提供にあたり、本書面（以下「本重要事項説明書」といいます。）では、お客さまにあらかじめご確認いただきたい事項を説明しております。各料金プランに応じた約款（「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 一般ガス供給約款-東京地区等-」、「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 一般ガス供給約款-群馬地区他-」または「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS ガス基本約款」および料金等を別途定める個別の選択約款等（以下、これらを総称して「約款」といいます。））、本重要事項説明書ならびに「ドコモ ガス d ポイント提供条件」に記載の内容にあらかじめご了承いただいたうえで、お申込みください。

ガス小売事業者（ガスの供給者）

東京瓦斯株式会社 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20（登録番号：A0020）

- ・ ガスの供給は、ガス小売事業者から行われます。

取次事業者（お客さまとのガス需給契約の契約者）

株式会社 N T T ドコモ

- ・ ガス小売事業者によるガス供給を取次し、お客さまとガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

供給エリア

- ・ 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第 12 の「東京地区等」および「群馬地区他」といたします。

お問い合わせ先

お問い合わせの内容	連絡先		時間帯
「ドコモ ガス」のお申込み、ご契約等に関するお問い合わせ	ドコモでんき/ガスセンター	0120-048-360 ※1	午前 9:00～午後 8:00 （年中無休）
ガス小売供給に関するお問い合わせ	東京ガスお客さまセンター	0570-002211（ナビダイヤル） 03-3344-9100 ※2	月～土曜日 午前 9:00～午後 7:00 日曜日・祝日 午前 9:00～午後 5:00
ガス漏れなどに関するお問い合わせ	一般ガス導管事業者が公表しております。		

※1 一部の IP 電話からは接続できない場合があります。

※2 IP 電話等、ナビダイヤルをご利用いただけない場合におかけください。

お申込み方法

- ・ お申込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。なお、本契約のお申込みにあたっては、当社が別に定める d アカウント規約に定める d アカウントが必要です。
- ・ 当社は、次の場合その他必要がある場合には、そのお申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客さまが、本契約のお申込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所およびその他お申込みの内容について、事実と反するお申出を行った場合。
 - (2) お客さまが、他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期限日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (3) お客さまが当社と契約している回線契約（以下「回線契約」といいます。）およびその他のサービスについて、支払期限日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (4) お客さまが法人名義でお申込みされた場合。
 - (5) お客さまが、ガス小売事業者とのガス需給契約上、複数のガスメーターを組み合わせる 1 需要場所とみなし、メーター毎の使用量を合計して料金を算定している場合。
 - (6) お客さまが、ガス小売事業者とのガス需給契約におけるガス料金の請求方法について、一括請求もしくは分割請求を選択中の場合。
 - (7) その他約款に定める場合。

契約の成立

- ・ 本契約は、当社が、お客さまからのお申込みを承諾したときに、お客さまと当社の間で成立します。ただし、本契約に基づくガス小売事業者からお客さまへのガス供給を行うための託送供給契約の締結につき、関連する一般ガス導管事業者からの承諾が得られないことが明らかとなった場合には、本契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。
- ・ 契約期間は、本契約が成立した日から、解約により本契約が終了する日までといたします。

適用開始日

- ・ ガス小売事業者、その取次店、他のガス小売事業者または一般ガス導管事業者による最終保障からの切替の場合は、原則として、契約成立日以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日とします。当社の他のガスの供給および使用に関する契約を締結している場合も同様とします。具体的な適用開始日は、「ドコモ ガス 契約申込書」等にてお客さまにお知らせいたします。
- ・ お引越し等により新たにガスの供給を受ける場合は、原則としてお客さまの希望する日といたします。
- ・ 適用開始日の直前にお申込みをキャンセルされる場合、キャンセルのお手続きに必要な時間を十分に確保できず、本契約の供給が開始してしまう場合がありますので、ご注意ください。

料金プランと適用条件

- ・ 以下の料金プランの適用条件を満たす場合、お客さまのご希望に応じて、供給エリアが東京地区等なら「一般料金（東京地区等）」、「暖らんぶらん（東京地区等）」、「エネファームで発電エコぶらん（東京地区等）」、「エコウィルで発電エコぶらん（東京地区等）」、「湯ったりエコぶらん（東京地区等）」のいずれかの料金プランを、供給エリアが群馬地区他なら「一般料金（群馬地区他）」、「暖らんぶらん（群馬地区他）」、「エネファームで発電エコぶらん（群馬地区他）」、「エコウィルで発電エコぶらん（群馬地区他）」、「湯ったりエコぶらん（群馬地区他）」のいずれかの料金プランを適用します。

料金プラン	主な適用条件
一般料金（東京地区等） 一般料金（群馬地区他）	（固有の条件なし）
暖らんぶらん（東京地区等） 暖らんぶらん（群馬地区他）	家庭用ガス温水床暖房を、お住まいの居室でご使用されていること ※1※2
エネファームで発電エコぶらん（東京地区等） エネファームで発電エコぶらん（群馬地区他）	家庭用燃料電池（定格発電出力・機器容量が 300W 以上 3kW 以下の機器が対象となります。）を、お住まいでお使いの場合で、家庭用燃料電池によって供給される電気と温水を居室でご使用されていること ※1※2
エコウィルで発電エコぶらん（東京地区等） エコウィルで発電エコぶらん（群馬地区他）	家庭用コージェネレーションシステム（ガスエンジン式で定格発電出力・機器容量が 500W 以上 3kW 以下の機器が対象となります。）を、お住まいでお使いの場合で、家庭用コージェネレーションシステムによって供給される電気と温水を居室でご使用されていること ※1※2
湯ったりエコぶらん（東京地区等） 湯ったりエコぶらん（群馬地区他）	お申込みの時点で同一需要場所においてガス小売事業者またはその取次事業者との間で湯ったりエコぶらん（東京地区等）、湯ったりエコぶらん（群馬地区他）またはこれと同等のメニューが成立していること、および家庭用高効率給湯器を、お住まいでお使いの場合で、家庭用高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用されていること ※2

※1 お引越し等の理由で新たにガスの使用を開始する際にガス小売事業者による供給施設の検査および消費機器の検査のための作業で指定のガス機器が確認できない場合、一般ガス供給約款（東京地区等）または一般ガス供給約款（群馬地区他）に基づく契約のお申込みをしたものとみなします。

※2 ガス小売事業者は、ご契約時またはご契約後に対象機器の設置・使用状況の確認のため、ご連絡の上、お宅にお伺いする場合がございます。機器撤去等により約款に定められる適用条件の対象ではなくなった場合、当社へ速やかにご連絡をお願いします。

ガス料金の算定方法・算定期間

- ・ 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針およびガスご使用量の算定を行います。その結果をガス小売事業者が受け取り、当社がガス小売事業者より通知を受けたガスご使用量に基づき、当社の約款等の定めに従いガス料金を算定いたします。
- ・ ガス料金は、料金プランに応じた料金表を適用して 1 か月のガスご使用量に基づき、「基本料金」、「従量料金（※）」および「割引額（割引制度を適用している場合）」からそれぞれ消費税相当額を除いた金額（端数は四捨五入）の合計に対し、消費税相当額を加えた金額（端数は切り捨て）とします。※「従量料金」は、調整単位料金に基づき算出いたします。調整単位料金は、基準単位料金をもとに原料価格の変動に応じて毎月調整いたします。実際に適用される基本料金および従量料金の調整単位料金は、当社ホームページにてご確認ください。
《ガス料金 = 基本料金 + 従量料金（原料価格により調整単位料金変動いたします。）》
- ・ 一般ガス導管事業者は、原則として、あらかじめ定めた毎月 1 度の検針日に、前回の検針日および今回の検針日のガスメーターの読みにより、その料金算定期間のガスご使用量を算定します。料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間（原則として、検針日の翌日から次の検針日までの期間を指します。）を「1 か月」として料金を算定します。
- ・ 新たなガスの使用開始や解約等、約款に定める場合で料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となる場合や検針日の翌日から次の検針日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます。
- ・ なお、料金表およびガス料金の割引制度において、「その他期」は、料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用し、「冬期」は、料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用するものといたします。

原料費調整制度に基づく調整単位料金

- 原料費調整制度に基づき、調整単位料金は、毎月、基準平均原料価格と平均原料価格の差額に応じて、次のとおり算定いたします。なお、それぞれ算定期間の最終月から3か月後の検針分に適用いたします。
- (1) 毎月、平均原料価格が基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により算定いたします。
- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
 [東京地区等]

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
 [群馬地区他]

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} + 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
 - ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
 [東京地区等]

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
 [群馬地区他]

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} - 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- (2) 前項の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- ① 基準平均原料価格（トン当たり）
 [東京地区等] 57,250 円
 [群馬地区他] 54,870 円
 - ② 平均原料価格（トン当たり）
 約款に定められた各3か月間における貿易統計から算定したLNG平均価格およびLPG平均価格をもとに算定いたします。ただし、その金額が上限価格（東京地区等は156,200円、群馬地区他は149,570円）以上となった場合は、東京地区等は156,200円、群馬地区他は149,570円といたします。
 - ③ 原料価格変動額
 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。
 - イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$
 - ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$
- 平均原料価格が上限価格を継続して超過する場合等には、民法第548条の4および約款の規定に従い上限価格を見直すことがあります。
 - 各月に適用する調整単位料金はドコモでんきサイトにてお知らせいたします。最新の調整単位料金については、ドコモでんきサイトにてご確認ください。

ガス料金の割引制度

- 暖らんぶらん（東京地区等）または暖らんぶらん（群馬地区他）を適用しているお客さまは、以下に定める割引制度の適用条件を満たす場合、ガス料金に対する割引の適用をお申込みいただくことができます。

割引制度	適用条件	期間	割引率	割引上限額（税込）
バス暖割	浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用されていること	通年	3%	2,619 円/月
エコ割	高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用されていること	通年	3%	2,619 円/月
セット割	浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合であって、かつ、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用されていること	通年	6%	5,238 円/月

- エネファームで発電エコぶらん（東京地区等）またはエネファームで発電エコぶらん（群馬地区他）を適用しているお客さまは、以下に定める割引制度の適用条件を満たす場合、ガス料金に対する割引の適用をお申込みいただくことができます。

割引制度	適用条件	期間	割引率	割引上限額（税込）
バス暖割	浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用されていること	その他期・冬期	3%	2,619 円/月
床暖割	居室で床暖房をご使用されていること	その他期	割引なし	—
		冬期	10%	7,857 円/月
セット割	浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合であって、かつ、居室で床暖房をご使用されていること	その他期	3%	2,619 円/月
		冬期	13%	10,476 円/月

ガス料金の支払方法

- ・ 特定回線（本契約について、お客さまが指定する 5G、FOMA または Xi（当該契約約款に規定するものをいいます。）をいい、以下同じとします。）を指定しているお客さまは、原則、ガス料金を、当社が別途定める支払期限日までに回線契約のご利用料金と併せてお支払いいただけます。この場合、支払方法、支払期限日および請求方法等は、回線契約に係る契約約款の定めを準用するものとします。
- ・ 特定回線を指定していない、または特定回線を指定しており回線契約のご利用料金と併せてのお支払いを希望しないお客さまは、ガス料金を、当社が別途定める支払期限日までに①口座振替、②クレジットカード払いまたは③当社所定の払込票（請求書）によりお支払いいただけます。
- ・ 上記①または②において口座振込案内書またはクレジットカード利用案内書の発行を希望する場合および上記③の場合は、請求書等発行手数料として、253 円（税込）/通をお支払いいただけます。
- ・ ガス料金のご請求は、検針日が属する月の翌々月（以下「請求月」といいます。）となります。検針等のスケジュールその他の都合により、ご請求が翌々月以降になる場合がございます。
- ・ 特定回線を指定していない、または特定回線を指定しており回線契約のご利用料金と併せてのお支払いを希望しないお客さまが、ガス料金を口座振替または払込票（請求書）によりお支払いいただく場合で、お客さまに奇数月にご請求するガス料金が、当社が別に定める額に満たない場合は、当該奇数月にご請求するガス料金と、その翌月にご請求するガス料金を合算して、当該翌月に請求する場合がございます。なお、毎月の請求を希望される場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。
- ・ お客さまとガス小売事業者との契約によりガス小売事業者が提供する有料付帯サービス契約料金（TES メンテナンスサービス契約、ガス警報器リース契約、床暖房賃貸制度、くらし見守りサービス（マイツーカー）、ガス機器スペシャルサポート、その他のガス料金と合算して請求を行うサービス等の料金をいい、以下「付帯サービス料金」といいます。）は、ガス料金と合算して請求いたします。なお、付帯サービス料金の請求額の通知方法および支払期限日は、ガス料金と同様いたします。
- ・ 支払期限日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合、支払期限日の翌日から支払いの前日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。

導管、ガスメーターその他設備に関する費用負担について

- ・ 本契約のお申込みに伴いガス工事を必要とする場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款（以下「ガス工事約款」といいます。）に基づき、一般ガス導管事業者へガス工事をお申込みいただけます。
- ・ 内管、ガス栓、その他お客さまの資産となる約款に定める境界線からガス栓までの供給施設（お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器等（以下「お客さま所有の供給施設」といいます。））はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置および修繕していただきます。
- ・ ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する工事費はお客さまにご負担いただけます。
- ・ 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただけます。
- ・ 本支管および整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます。）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただけます。
- ・ その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものとします。
- ・ お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をご負担していただきます。
- ・ 上記費用のうち、本契約に基づくものは、当社、ガス小売事業者または一般ガス導管事業者が別途指定する方法により支払うものとします。

その他の費用について

- ・ お客さまは、ガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社またはガス小売事業者が負担いたします。
- ・ お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。
- ・ 上記費用のうち、本契約に基づくものは、当社、ガス小売事業者または一般ガス導管事業者が別途指定する方法により支払うものとします。

供給圧力や熱量等

- ・ ガス小売事業者が供給するガスの圧力、熱量、ガスグループおよび燃焼性は、次のとおりです。

供給圧力	熱供給量	ガスグループ	ウオッペ指数	燃焼速度
最高圧力・・・2.5kPa	標準熱量・・・45MJ	13A	最高ウオッペ指数：57.8	最高燃焼速度：47
最低圧力・・・1.0kPa	最低熱量・・・44MJ		最低ウオッペ指数：52.7	最低燃焼速度：35

ガスの供給および保安等に関するお客さまのご協力

- ・ ガスの供給にあたり、以下の事項にご協力いただきます。（詳しくは、約款および託送供給約款をご確認ください。）
- (1) ガス小売事業者または一般ガス導管事業者は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- (2) ガス小売事業者がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。また、仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力していただきます。
- (3) ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。
- (4) ガス小売事業者または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (5) お客さまは、ガス小売事業者または一般ガス導管事業者からのお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (6) ガス小売事業者または一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用を中止していただくよう求めることがあります。
- (7) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (8) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。
- (9) その他保安について、約款の「保安に対するお客さまの協力」「お客さまの責任」に定められた項目を遵守していただきます。
- ・ お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合、これらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめガス小売事業者の承諾を得ていただきます。
- ・ お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。お客さま所有の供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法およびこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）の定めるところにより、お客さま所有の供給施設について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- ・ 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓等の供給施設について、お客さまの承諾を得て検査し、その結果を速やかにお知らせします。ガス小売事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- ・ ガス小売事業者がお客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、インターネット、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせすることに、あらかじめ承諾していただきます。

お客さまからの本契約の解約・変更の方法およびご注意事項

- ・ 他のガス小売事業者へのスイッチング（切替）による解約の場合は、当社にご連絡いただく必要はありません。スイッチング（切替）後のガス小売事業者へお申込みください。
- ・ お引越しや上述以外の理由による解約および契約内容の変更については、お近くのドコモショップおよびドコモでんき/ガスセンターにて承ります。ガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をガス小売事業者によるガス供給の終了日とし、本契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、ガス使用廃止が行われた日をガス小売事業者によるガス供給の終了日とし、本契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。
- ・ 本契約を適用開始日から1年未満に解約され、その後1年未満に同一需要場所において再度お申込みいただいた場合等は、これを承諾しないことがあります。
- ・ 契約内容の変更に伴い、供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、インターネット上での開示、または郵送、電子メール、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社およびガス小売事業者の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

供給または使用の制限等

- ・ ガス小売事業者または一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給に必要な場合等には、ガスの供給を制限もしくは中止をする場合があります。

書面の交付等

- ・ 約款は、ドコモでんきサイトの対象ページに掲載（<https://denki.docomo.ne.jp/terms/index.html?service=gas#gas>）しております。また、お客さまと当社との間で契約が成立した場合、ガス事業法第15条に基づく本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適当と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点につきあらかじめ承諾していただきます。

当社からの本契約の変更・解約

- ・ 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の変更・法令の改正、その他当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合があります。その場合には、原則として、変更する旨および変更後の内容ならびに変更の効力発生日を、当社が適当と判断した方法によりお知らせします。この変更に伴い、供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社およびガス小売事業者の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ・ 上記にかかわらず、約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、当社は本契約の解約を申し出ることができるものとします。以下の(1)の場合は解約予告を通知するものとします。
 - (1) お客さまが本契約または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、その支払期限日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
 - (2) お客さまに契約違反があった場合。
 - (3) ガス小売事業者の責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに対する通知により本契約を解約できるものとします。
 - (1) お客さまからガスの供給開始に必要な情報を提供いただけない等、ガスの供給開始に向けた手続きに支障がある場合。
 - (2) お客さまがガス機器の使用状況の変化等により約款に定める適用条件を満たさなくなった場合。
 - (3) お客さまがすでに転居されている等、明らかにガスの使用を終了したと認められる場合。
 - (4) その他約款に定める事由に該当した場合。

他のガス小売事業者から当社へのスイッチング（切替）

- ・ 他のガス小売事業者からのスイッチング（切替）により、「ドコモ ガス」をご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。現在お客さまがご契約中のガス需給契約の内容をご確認ください。
- ・ 現在お客さまがご契約中のガス需給契約の内容によっては、「ドコモ ガス」に切り替えることによって、月々の料金が高くなる可能性がございますので、ご注意ください。

個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の取扱いについては、当社が別に定める「NTT ドコモプライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>)および「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」(https://www.docomo.ne.jp/utility/personal_data/consent_matters/)、ならびにガス小売事業者が別に定める「個人情報保護方針」(<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/index.html>)によります。

ドコモでんきサイト

- ・ 「ドコモでんきサイト」は、「ドコモでんき」および「ドコモ ガス」に関する情報の掲載、お客さまのご利用状況やご利用料金をご確認いただけるマイページへアクセス可能な当社のインターネットサイトです。
- ・ ご利用いただくには、当社が別に定める d アカウント規約に基づき発行された d アカウントが必要となります。
- ・ ご利用料金は、過去 4 か月分をご確認いただけます。また、Mydocomo アプリをご利用いただくことで最大 12 か月分※のご利用料金をご確認いただけます。
※ Mydocomo アプリのご利用が 12 か月以内の場合や、再インストールした場合、長期間データ更新されていない場合などは、過去のご利用料金が表示されない場合があります。
- ・ 「ドコモ ガス」を解約した場合も、最大 4 か月間のご利用料金はドコモでんきサイトでご確認いただけます。

d ポイント提供条件

- 当社は、当社が d ポイントを付与する日の属する月の初日（以下「会員判定日」といいます。）の時点において、お客さまが d ポイントクラブ会員である場合、料金算定期間におけるガス料金（割引制度を適用している場合は割引額を含みます。）のうち消費税および地方消費税相当額を除いた額※（以下「本対象額」といいます。）を元に算定したポイント進呈対象料金（次二項に基づき算定したものをいいます。）に対し、当社が d ポイントを付与する日の属する月の前月末日（以下「還元率判定日」といいます。）の 23:59 時点におけるお客さまの特定回線またはキャリアフリー d アカウントの紐づけ、当社が別に定める「ドコモでんき供給約款」に基づく電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）のご契約状態、会員判定日の 0:00 時点における d カードのご契約状態、および支払方法の設定に応じて適用される下表のドコモ ガス d ポイント還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。
※付帯サービス料金、検査料ならびに手数料その他当社が指定する金額に対しては、ポイント進呈されません。
- 本対象額に対し進呈する d ポイントのポイント数を計算するにあたって、最小単位は 100 円とし、100 円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。
- 本対象額を算定する過程で、消費税額および地方消費税相当額を除くにあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。また、d ポイントのポイント数を計算するにあたり、1 ポイント未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。
- お客さまに対する d ポイントの付与は、原則として、ガス料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額または d ポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。
- 次のいずれかに該当した場合、d ポイントの進呈は行いません。
 - 会員判定日および d ポイントの付与時点で、お客さまが d ポイントクラブ会員でないとき。
 - その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。
- その他、ポイント付与の詳細は、「ドコモ ガス d ポイント提供条件」によります。

ドコモ ガス d ポイント還元率

電気需給契約	d カード契約	支払方法	還元率
ドコモでんき Green または ドコモでんき Basic をご契約の方 ※1	d カード会員 ※2※3	d カード	1.0% ※4
		上記以外	0.5%
	上記以外	支払方法問わず	0.5% ※5
上記以外	d カード会員 ※2※3	d カード	0.5%
		上記以外	0%
	上記以外	支払方法問わず	0%

※1 本契約と電気需給契約が同一の d ポイントクラブ会員番号に紐づいていない場合、電気需給契約は「上記以外」となります。

※2 d カード PLATINUM/d カード GOLD/d カード GOLD U/d カード（以下、これらを「対象 d カード」と総称します。）をご契約（以下「対象 d カード契約」といいます。）のお客様が対象となります。

※3 特定回線を指定している場合は、特定回線を対象 d カード契約のご利用電話番号として登録している必要があります。なお、特定回線の名義は、本契約の名義と同一である必要があります。特定回線を指定していない場合は、対象 d カード契約と本契約が同一の d ポイントクラブ会員番号に紐づいている必要があります。

※4 特定回線を指定している場合は、電気需給契約と対になる回線契約として、特定回線と同一の回線契約を指定している必要があります。特定回線を指定していない場合は、対になる回線契約を指定していない電気需給契約があり、かつ、本契約と電気需給契約が同一の d ポイントクラブ会員番号に紐づいている必要があります。上記を満たしていない場合、還元率は 0.5%となります。

※5 当社が別に定める d アカウント規約に基づき、特定回線に紐づく当社が発行したドコモ回線 d アカウントまたは本契約に紐づくキャリアフリー d アカウントにつき、d アカウント規約に定める利用者情報登録を実施していない場合、d ポイントの進呈は行いません。

その他

- お客さまが検針のための作業等でガス小売事業者または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合、ガスを不正に使用した場合、一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷し、当社、ガス小売事業者または一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合には、ガスの供給を停止することがあります。
- お客さまがガス小売供給に係る無契約状態となり、一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合、一般ガス導管事業者は、ガスの供給を停止することがあります。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、ドコモでんきサイトの対象ページ（<https://denki.docomo.ne.jp/terms/index.html?service=gas#gas>）より約款等をご覧ください。

料金表（東京地区等）（税込）

一般料金（東京地区等）

料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	145.31
B 表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,056.00	130.46
C 表	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,232.00	128.26
D 表	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,892.00	124.96
E 表	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	6,292.00	116.16
F 表	800 m ³ をこえる場合	12,452.00	108.46

暖らんぷらん（東京地区等）

適用期	適用月	料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
冬期	12～4 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	145.31
		B 表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,265. 00	120.01
		C 表	80 m ³ をこえる場合	2,145.00	109.01
その他期	5～11 月	A 表～F 表	一般料金と同じ	一般料金と同じ	

エネファームで発電エコぷらん（東京地区等）

適用期	適用月	料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
冬期	12～4 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	145.31
		B 表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,485.00	109.01
		C 表	80 m ³ をこえる場合	1,925.00	103.51
その他期	5～11 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	145.31
		B 表	20 m ³ をこえる場合	1,485.00	109.01

エコウィルで発電エコぷらん（東京地区等）

適用期	適用月	料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
冬期	12～4 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	145.31
		B 表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,265.00	120.01
		C 表	80 m ³ をこえる場合	2,233.00	107.91
その他期	5～11 月	A 表～F 表	一般料金と同じ	一般料金と同じ	

冬期・その他期ともに、上記料金にて計算した割引前料金額から、8%相当の割引額（割引上限額 6,286 円/月）を差し引きます。

湯ったりエコぷらん（東京地区等）

料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
A 表～F 表	一般料金と同じ	一般料金と同じ	

一般料金にて計算した割引前料金額から、3%相当の割引額（割引上限額 2,619 円/月）を差し引きます。

料金表（群馬地区他）（税込）

一般料金（群馬地区他）

料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
A 表	0 m ³ から 24 m ³ まで	759.00	147.23
B 表	24 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,296.10	125.68
C 表	500 m ³ をこえる場合	7,612.30	113.06

暖らんぷらん（群馬地区他）

適用期	適用月	料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
冬期	12～4 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	147.23
		B 表	20 m ³ をこえ 79 m ³ まで	1,267.20	122.33
		C 表	79 m ³ をこえる場合	1,668.92	117.28
その他期	5～11 月	A 表～C 表	一般料金と同じ	一般料金と同じ	

エネファームで発電エコぷらん（群馬地区他）

適用期	適用月	料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
冬期	12～4 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	147.23
		B 表	20 m ³ をこえ 79 m ³ まで	1,313.40	120.09
		C 表	79 m ³ をこえる場合	1,769.90	114.36
その他期	5～11 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	147.23
		B 表	20 m ³ をこえる場合	1,313.40	120.11

エコウィルで発電エコぷらん（群馬地区他）

適用期	適用月	料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
冬期	12～4 月	A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	759.00	147.23
		B 表	20 m ³ をこえ 79 m ³ まで	1,244.10	123.53
		C 表	79 m ³ をこえる場合	1,883.20	115.50
その他期	5～11 月	A 表～C 表	一般料金と同じ	一般料金と同じ	

冬期・その他期ともに、上記料金にて計算した割引前料金額から、8%相当の割引額（割引上限額 6,286 円/月）を差し引きます。

湯ったりエコぷらん（群馬地区他）

料金表	1 か月の ガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	基準単位料金 (円/m ³)
A 表～C 表	一般料金と同じ	一般料金と同じ	

一般料金にて計算した割引前料金額から、3%相当の割引額（割引上限額 2,619 円/月）を差し引きます。

本書面の内容は 2025 年 6 月 2 日時点のものです。